

四日市市告示第322号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

令和3年4月23日

四日市市長 森 智 広

- 1 市民緑地の名称 初瀬ビオトープの谷市民緑地
- 2 市民緑地の区域 四日市市智積町字小龍谷 3064、3065-1、3066-1、  
四日市市智積町字初瀬 4674、4687、4688、4689-2
- 3 市民緑地の管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(都市整備部市街地整備・公園課)